

## 第八管区海上保安本部公示第37号

水路業務法（昭和25年法律102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年 7月24日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 島根県東部農林水産振興センター
- (2) 住所 島根県松江市東津田町1741番地1

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 小伊津漁港（坂浦地区）（別添付図参照）
- (2) 期間 令和6年7月30日から令和6年9月20日まで

### 3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

第八管区海上保安本部 公示第 37 号 関連付図

